

## 第 72 回 実施

法 規

### 計量関係法規

#### 注意事項

- 1 解答時間は、1 時間 10 分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問1 計量法第1条に規定する目的に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第1条 この法律は、計量の(ア)を定め、(イ)な計量の実施を確保し、もって(ウ)の向上に寄与することを目的とする。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	基準	正確	経済の発展及び文化
2	標準	最適	産業の発展及び文化
3	標準	適正	産業の発展及び国民の生活
4	基準	適正	経済の発展及び文化
5	方法	最適	経済の発展及び国民の生活

**問 2** 計量法第 2 条に規定する定義に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法において、「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。
- 2 計量法において、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 計量法において、「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量器をいう。
- 4 計量法において、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
- 5 計量法において、「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

**問 3** 次を示す法定計量単位とその物象の状態の量との組合せとして、正しいものを一つ選べ。

	(法定計量単位)	(物象の状態の量)
<b>1</b>	モル毎リットル	物質量
<b>2</b>	クーロン	起電力
<b>3</b>	シーベルト	放射能
<b>4</b>	平方メートル	体積
<b>5</b>	ラジアン	角度

**問 4** 計量単位に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第 3 条では、計量法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる物象の状態の量のうち別表第 1 の上欄（物象の状態の量）に掲げるものの計量単位は、同表の下欄（計量単位）に掲げるとおりとし、その定義は、国際法定計量委員会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める、と規定されている。
- 2 計量法第 5 条第 1 項では、計量法第 3 条及び第 4 条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に 10 の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める、と規定されている。
- 3 法定計量単位には、計量法第 5 条第 2 項に規定されている、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位が含まれる。
- 4 非法定計量単位は、計量法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる物象の状態の量について、日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者相互間における取引又は証明に使用することができる。
- 5 計量法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、輸出すべき計量器その他の政令で定めるものは、販売することができる。

**問5** 次に示す商品のうち、計量法第13条第1項の政令で定める商品として該当するものを全て挙げている組合せを一つ選べ。

ア らっきょう漬け（缶詰及び瓶詰を除く。）

イ マーマレード

ウ アイスクリーム

エ 干しのみ

1 ア、イ

2 ア、エ

3 イ、ウ

4 ウ、エ

5 ア、ウ、エ

問6 計量法第13条第1項の規定に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第13条 政令で定める特定商品の(ア)の事業を行う者は、その特定商品をその(イ)に関し密封(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。)をするとき、量目公差を超えないようにその(イ)の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを(ウ)。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	取引	内容量	表記することができる
2	販売	内容量	表記することができる
3	販売	特定物象量	表記しなければならない
4	製造	特定物象量	表記することができる
5	製造	特定物象量	表記しなければならない

問7 計量法第16条第1項の規定に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量【・・中略・・】に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 (ア) でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第72条第1項の(イ)が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第96条第1項【・・中略・・】の表示が付されているもの

三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の(イ)又は第96条第1項の表示【・・中略・・】が付されているものであって、(イ)等の有効期間を(ウ)したもの

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	計量器	検定証印	経過
2	器具、機械又は装置	検定証印	抹消
3	計量器	基準適合証印	抹消
4	器具、機械又は装置	基準適合証印	経過
5	器具、機械又は装置	検定証印	経過

**問 8** 定期検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第 20 条の規定に基づき、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者に、定期検査を行なわせることができる。
- 2 計量法第 22 条の規定に基づき、都道府県知事が定期検査の実施について計量法第 21 条第 2 項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 計量法第 23 条に規定する定期検査の合格条件の一つに、その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと、がある。
- 4 計量法第 24 条の規定に基づき、定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付するものとし、当該定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。
- 5 計量法第 24 条の規定に基づき、定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

**問 9** 指定定期検査機関の欠格事項について、次のア～オの記述のうち、計量法第 27 条各号の規定に該当しないものの組合せを一つ選べ。

- ア 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- イ 計量法第 38 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ウ 法人であって、その業務を行う役員のうち計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者があるもの
- エ 法人であって、その業務を行う職員のうち計量法第 38 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者があるもの
- オ 法人であって、その業務を行うにあたり、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る）に変更があったとき、あらかじめ、経済産業大臣に対してその旨の届け出をしなかったもの

- 1 ア、イ
- 2 ア、オ
- 3 イ、エ
- 4 ウ、オ
- 5 エ、オ

**問 10** 特定計量器の製造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 2 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 届出修理事業者は、当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称又は所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者は、その届出に係る特定計量器の修理の事業を行うときは、修理の事業を行う旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、計量法第 72 条第 2 項の政令で定める特定計量器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従って修理をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

問 11 特定計量器の販売、譲渡等に関する次の記述の中から、正しいもの一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行う者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、遅滞なく、氏名又は名称、事業の区分、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地を当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長は、販売事業者が計量法第 52 条第 1 項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
- 4 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（計量法第 57 条第 1 項の政令で定める特定計量器を除く。）であって政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を販売する時までには、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。
- 5 酒精度浮ひょうは、計量法第 57 条の規定により譲渡等が制限されているため、検定証印等が付されているものでなければ、譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。

**問 12** 計量法第 72 条第 2 項において、構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器に該当する組合せとして、正しいものを一つ選べ。

- ア 非自動はかり
- イ 自動はかり
- ウ 水道メーター
- エ 比重浮ひょう
- オ アネロイド型血圧計

- 1 ア、ウ
- 2 ア、オ
- 3 イ、ウ
- 4 イ、オ
- 5 ウ、エ

**問 13** 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 国内において特定計量器の製造の事業を行う者がその製造する特定計量器の型式の承認を受けるためには、届出製造事業者でなければならない。
- 2 型式の承認には有効期間の定めはないため、更新を受ける必要はない。
- 3 承認製造事業者が、有効期間のある特定計量器に付する計量法第 84 条第 1 項の表示には、その型式の有効期間満了の年を表示するものとする。
- 4 承認製造事業者の承認を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者は、型式の承認を受けることができない。
- 5 型式の承認を受けようとする届出製造事業者は、特定計量器を製造する工場又は事業場における品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**問 14** 指定製造事業者に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 2 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、計量法第 40 条第 1 項の経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 3 指定製造事業者の指定を受けようとする外国製造事業者は、氏名又は名称、住所及び法人にあってはその代表者の氏名、事業の区分、計量法第 40 条第 1 項の規定による届出の年月日並びに品質管理の方法に関する事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 指定製造事業者は、申請に係る事項のうち、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）について変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

**問 15** 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。
- 2 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 3 基準器を貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。
- 4 基準器検査を行った計量器の器差が経済産業省令で定める基準に適合するかどうかは、その計量器に計量法第 144 条第 1 項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書が添付されているものは、当該証明書により定めることができる。
- 5 基準器検査証印の有効期間は、6 年である。

**問 16** 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、計量証明事業者が計量法第 109 条に規定する計量証明事業の登録の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。
- 3 計量証明の事業の登録を受けようとする者が、その申請書に記載することが必要な事項として、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものの名称、性能、構造及び数、がある。
- 4 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 5 事業規程の届出に関し、都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、事業規程の変更を命ずることができる。

問 17 計量法第 118 条第 1 項に規定する計量証明検査の合格条件に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 118 条 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 （ア）（計量法第 72 条第 2 項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること。
- 二 その性能が経済産業省令で定める（イ）に適合すること。
- 三 その器差が経済産業省令で定める（ウ）を超えないこと。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	検定証印等	品質管理の基準	検定公差
2	計量証明検査済証印等	品質管理の基準	検定公差
3	検定証印等	技術上の基準	検定公差
4	検定証印等	技術上の基準	使用公差
5	計量証明検査済証印等	技術上の基準	使用公差

**問 18** 特定計量証明事業の認定に関する計量法第 121 条の 2 各号の下線部ア～ウのうち、誤っているもののみを全て挙げているものを一つ選べ。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な ア：管理組織 を有するものであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な イ：技術的能力 を有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な ウ：計量管理の方法 が定められているものであること。

- 1 ア
- 2 イ
- 3 ウ
- 4 ア、イ
- 5 イ、ウ

**問 19** 認定特定計量証明事業者に関する次のア～エの記述のうち、経済産業大臣がその認定を取り消すことができる事由として計量法第 121 条の 5 各号に規定するもののみを全て挙げている組合せを一つ選べ。

ア 認定特定計量証明事業者が、認定を受けるための要件である計量法第 121 条の 2 各号のいずれかに適合しなくなったとき。

イ 認定特定計量証明事業者が、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付したとき。

ウ 認定特定計量証明事業者において、認定を受けた事業の区分における計量管理を行う者として都道府県知事に届け出た計量士が、計量法又は同法に基づく命令の規定に違反したとき。

エ 認定特定計量証明事業者が、不正の手段により計量法第 121 条の 2 の認定又は同法第 121 条の 4 第 1 項の認定の更新を受けたとき。

1 ア、エ

2 ア、イ、ウ

3 ア、イ、エ

4 ア、ウ、エ

5 イ、ウ、エ

問 20 計量士に関する次のア～エの記述のうち、誤っているもののみを全て挙げている組合せを一つ選べ。

ア 計量法第 147 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、計量士に対し、特定計量器の使用の状況に関し報告させることができる。

イ 計量士が特定計量器の検査を行い計量法第 25 条第 1 項の規定を満たすときは、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けることを要しない。

ウ 計量士であれば、都道府県知事が行う特定計量器の検定を代わりに行うことができる。

エ 計量士の登録を受けるためには、計量士国家試験に合格していること又は計量行政審議会の認定を受けていることが必要である。

- 1 ア、イ
- 2 ア、ウ
- 3 ア、エ
- 4 イ、ウ
- 5 イ、エ

**問 21** 計量法第 123 条に規定する計量士の登録の取消し等に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 123 条 （ア）は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めて、計量士の（イ）の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の（ウ）の業務について不正の行為をしたとき。
- 三 （略）

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	経済産業大臣	業務	検査
2	経済産業大臣又は都道府県知事	業務	校正
3	経済産業大臣	名称の使用	検査
4	経済産業大臣	名称の使用	校正
5	経済産業大臣又は都道府県知事	名称の使用	検査

**問 22** 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が計量法第 128 条に規定する指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、その指定を取り消すことができる。
- 4 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項として、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。

問 23 計量法第 143 条第 1 項の登録を受けた計量器の校正等の事業を行う者は、同法第 144 条第 1 項の規定により計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができることされているが、この証明書に用いる標章を、次の中から一つ選べ。

1



2



3



4



5



**問 24** 計量器の校正に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量法において、「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と計量法第 134 条第 1 項の規定による指定に係る計量器が（ア）する計量器の（イ）となる特定の物象の状態の量との差を（ウ）ことをいう。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	現示	標準	測定する
2	現示	基準	測定する
3	現示	標準	改める
4	表示	基準	改める
5	表示	標準	改める

問 25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選

- 1 都道府県知事は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
- 2 計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をした場合、経済産業大臣から勧告を受けるが、登録が取り消されることはない。
- 3 経済産業大臣は、計量法の施行に必要な限度において、指定検定機関に対して、その業務の状況に関して報告をさせることができるが、経理の状況については報告させることはできない。
- 4 経済産業大臣は、計量法第 148 条第 1 項（立入検査）の規定に基づきその職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができ、国は当該命令によって生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。
- 5 経済産業大臣又は都道府県知事は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、計量器の販売の事業を行う者の事業所に立ち入り、計量器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるが、特定市町村の長は、その職員に計量器の販売の事業を行う者の事業所に立ち入り、検査させることはできない。